

議案第 12 号

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の
一部を改正する条例を制定するについて

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部
を、次のとおり改正するものとする。

令和 5 年 2 月 16 日提出

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第 号

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の
一部を改正する条例

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成
25年宇治市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

を

次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはなら
ない。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の
5に規定する特別養護老人ホーム
- (2) 共同住宅及び寄宿舎（A地区の項制限の欄第1号の病
院に勤務する医師及び看護師の居住の用に供するものに
限る。）
- (3) バス停留所の上屋、公衆電話所又は東屋
- (4) 前3号の建築物に附属するもの

」

「

に

次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはなら
ない。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規
定する病院
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28
項に規定する介護老人保健施設
- (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の
5に規定する特別養護老人ホーム
- (4) バス停留所の上屋、公衆電話所又は東屋
- (5) 前各号の建築物に附属するもの

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

宇治都市計画地区計画（石橋地区）の変更に伴い、所要の改正を行うものであります。